

(総 則)

第1条 受注者は、この契約書並びに別冊の図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図面及び仕様書を「設計図書」という。）により、頭書の委託金額で、頭書の履行期間内に頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 頭書の設計図書に明示されていない事項その他業務の実施について疑義が生じた事項があるときは、発注者（以下「発注者」という。）、受注者（以下「受注者」という。）協議して定めるものとする。ただし、発注者が第8条の規定による監督員を定め受注者に通知したときは、受注者は監督員の指示を受けなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならないものとする。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

2 発注者は、この契約により受注者が発注者に納入する成果品その他の物品（以下「成果品」という。）を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容を変更することができるものとする。

(再委託等の禁止)

第3条 受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならないものとする。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

2 受注者は、物品調達等に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程に基づく参加資格制限期間中の者（以下「参加資格制限者」という。）及び宮城県警察本部から発注者に対し暴力団又は暴力団関係者に該当する旨の通報を受けた者（以下「暴力団関係者等」という。）を再委託人（一次及び二次委託以降すべての再委託人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。）としてはならない。

3 発注者は、受注者が参加資格制限者及び暴力団関係者等を再委託人としていた場合は、受注者に対して、当該再委託人との契約の解除を求めることができる。なお、この規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(現場代理人)

第4条 受注者は、この契約書に基づく自己の権限を自己に代わって行使する現場代理人を定めたときは、書面をもってその氏名を発注者に通知しなければならない。現場代理人を変更したときも同様とする。

(業務主任技術者)

第5条 受注者は、委託業務の履行について技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、書面をもってその氏名を発注者に通知しなければならない。主任技術者を変更したときも同様とする。

2 現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができるものとする。

(着手届及び業務工程表)

第6条 受注者は、この契約締結後5日以内に着手届及び業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により提出された業務工程表について必要があるときは、受注者と協議してその内容等について変更することができるものとする。

(委託業務の調査等)

第7条 発注者は、必要に応じ、委託業務の処理状況について調査をし、又は受注者に報告を求め、若しくは受注者に対して業務の実施について指示することができるものとする。

2 発注者は、必要があるときは、受注者に対して成果品の一部の提示を求めることができるものとする。

(監督員等)

第8条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の実施について、受注者に対し指示その他の事項を行う監督員又は受注者との連絡に当たる業務担当者を定めることができるものとする。

2 発注者は、監督員又は業務担当者を定めたときは、書面をもってその氏名を受注者に通知しなければならない。監督員又は業務担当者を変更したときも同様とする。

(委託業務内容の変更等)

第9条 発注者は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し若しくは委託業務の履行を一時中止し、又はこれを打ち切ることができるものとする。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は受注者が損害を受けたときは、発注者はその増加費用を負担し又はその損害を賠償するものとし、その負担額又は賠償額は発注者、受注者協議して定めるものとする。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により履行期間内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間の延長を求めることができるものとする。この場合における延長日数は、発注者、受注者協議して定めるものとする。

(履行遅滞の賠償金等)

第11条 受注者は、その責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないときは遅滞なくその理由を付した書面をもって発注者に申出なければならない。

2 発注者は、前項の申出を受けた場合において、履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがあると認めたときは、履行期間を延長することができるものとする。ただし、この場合においては、発注者は委託金額について遅滞日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した損害金を受注者から徴収するものとする。

(損害による必要経費の負担)

第12条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき理由により生じたもの（委託業務の実施に伴い通常避けることのできないことにより第三者に生じたものを含む。）のために必要を生じた経費については、発注者がこれを負担するものとし、その額は、発注者、受注者協議して定めるものとする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その受理した日から10日以内に成果品

について検査を行い、その結果を書面をもって受注者に通知しなければならない。

- 3 前項の検査の結果、不合格あるいは疑義を生じ、成果品について補正あるいは再調査を求められたときは、受注者は遅滞なく当該補正あるいは再調査を行い、再検査を受けなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正あるいは再調査の完了及び再検査の場合に準用する。
- 5 受注者は、第2項の検査の結果合格の通知を受けたときは、遅滞なく成果品を発注者に引き渡すものとする。

(委託金の支払)

第14条 受注者は、前条第5項の規定により検査合格の通知を受け、成果品を発注者に引き渡したときは、発注者の指示する手続きに従って委託金の支払いを請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の支払請求書を受理したときは、その受理した日から30日以内に受注者に委託金を支払わなければならない。

(部分払い)

第15条 受注者は、委託業務の完了前に、出来形部分に相応する委託金額相当額の100分の90以内の額について、次項から5項までに定めるところにより部分払いを請求することができる。ただしこの請求は、履行期間中1回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払いを請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、この場合において、当該請求があった日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認のための検査を行ない、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定による確認があったときは、部分払いを請求することができる。この場合においては、発注者は、当該部分払いの支払請求書を受理したときは、その受理した日から14日以内に受注者に委託金を支払わなければならない。
- 5 部分払いの額は、次の式により算定する。この場合において第1項の委託金額相当額は、発注者受注者協議して定める。

$$\text{部分払いの額} \leq \text{第1項の委託金額相当額} \times 9 / 10$$

(発注者の任意解除権)

第16条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第18条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、発注者は必要があるときは業務の既済部分の引渡しを受注者に請求するものとする。この場合において、発注者は、その既済部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとし、その支払額は、発注者と受注者とが協議して決めるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第17条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である

ときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第24条第1項の履行に追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合にほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条第1項の規定に違反して権利義務を譲渡したとき。
- (2) 業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 成果品に契約不適合がある場合において、その不適合が当該成果品を除却した上で再制作製しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者が業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の責務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその責務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (6) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその責務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的に達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第20条又は第21条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（受注者が共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 受注者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
 - イ 受注者又は受注者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 受注者又は受注者の役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 受注者又は受注者の役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第19条 第17条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第20条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 前項の規定により契約を解除された場合においては、発注者は、業務の既済部分の引渡しを受けるとし、また、第16条第3項後段の規定を準用する。

（受注者の催告によらない解除権）

第21条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

（1） 第9条の規定により設計図書等を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

（2） 第9条の規定による業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第22条 第20条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

（1） 履行期間内に業務を完了することができないとき。

（2） 成果品に契約不適合があるとき。

（3） 第17条又は第18条の規定により、業務完了後にこの契約が解除されたとき。

（4） 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は責務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（1） 第17条又は第18条の規定により業務完了前にこの契約が解除されたとき。

（2） 業務完了前に、受注者がその債務の履行を拒絶し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、業務委託料から出来形部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を請求することができるものとする。
- 6 第2項の場合（第18条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって同項を違約金に充当することができる。

（契約不適合責任）

第24条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することはできない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（公正入札違約金）

第25条 受注者は、この契約の入札に関し次の各号のいずれかに該当するときは、発注者の請求に基づき、業務委託料の額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を発注者に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付

命令（以下「排除措置命令等」という。）を受け、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条に規定する出訴期間内に、当該排除措置命令等について同法第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を提訴しなかったとき。

- (2) 排除措置命令等を受け、行政事件訴訟法第8条第1項の規定により提訴した訴訟に係る判決（当該排除措置命令等の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき
- (3) 前2号の規定に該当しない場合であつて、独禁法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同条第10項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散している場合は、代表者であつた者及び構成員であつた者に公正入札違約金の請求をすることができる。この場合において、代表者であつた者及び構成員であつた者は、連帯して発注者に公正入札違約金を支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第26条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない自由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第20条又は第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第14条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合期間）

第27条 発注者は引き渡された成果品に関し、第13条5項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、業務委託料の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に

関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法637条第1項の規定は契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者はその契約不適合を知っていたときは、この限りではない。

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、成果品のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の進入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 引き渡された成果品の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員等の指図による生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

（賠償金等の支払）

第28条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金又は公正入札違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

（秘密の保持等）

第29条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、成果品又は委託業務の履行過程において得られた記録等を他人に閲覧若しくは複製させ又は譲渡若しくは貸与する等してはならない。ただし、発注者の承諾を受けたときは又は発注者の指示があったときはこの限りではない。

（紛争の解決）

第30条 この契約に関し、発注者受注者間に紛争が生じたときは、発注者及び受注者は、別途発注者と受注者が協議して定める第三者のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。

（不当介入への措置）

第31条 受注者は、受注者及び再委託人等に対し、暴力団関係者等による不当介入を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと、及び発注者に報告をしなければならない。

2 発注者は、前項の報告があり、その際、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、履行期間の延長等の措置を講じるものとする。

（その他）

第32条 この契約書に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要

に応じて、発注者、受注者が協議して定めるものとする。